

令和3年5月21日

保護者様

京都市立音羽中学校
校長 藤田 能久

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本校の教育にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本校においては、台風等により「京都市」（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合を想定しています。）

4 水害の避難指示が発令された場合について

本校の全学区（音羽、音羽川、大塚）は「山科川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。本校学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認後下校させます。なお、不測の事態におきましては保護者との連絡がとれるまで学校への留め置きを継続いたします。

令和3年5月21日

保護者様

京都市立音羽中学校

校長 藤田 能久

地震に対する非常措置についてのお知らせ

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本校の教育にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段からの備えが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。